

●コピーして配付するなどして、団体内部で周知徹底をお願いします。

江別市学校体育施設開放事業概要・注意事項

学校施設開放事業は、市民の皆様にスポーツ等の活動の場を提供し、健康の維持や体力の増進に努めることができるよう、学校運営に支障のない範囲で施設を借り、暖房の実費負担を除き無料で開放しています。

このようなことから、管理のルールを取り決め、団体の皆様にご協力をいただいています。

■利用団体の条件（詳細は実施要領をご確認ください）

- ・ 構成員のうち江別市に在住、在勤又は在学する者が8割以上かつ10名以上の団体
- ・ 利用時も常に10名以上で活動
- ・ 全構成員が傷害・損害賠償責任保険に加入 ほか

■開放施設・期間

- ・ 市内25小中学校体育館及びグラウンド
- ・ 体育館等：4月15日～3月31日 グラウンド：5月1日～10月31日

■管理のルール

- ・ 1か月以上学校開放を利用しない場合は、鍵を一度スポーツ課に返却してください。
- ・ 当事業で貸出している利用枠での営利活動は、固く禁止しています。
- ・ 市内10小学校で長期休暇中を除く土曜日に『土曜開放事業』として、地域の子供たちに体育館を開放しております。その時間中にクラブ活動としての練習を行うことはお控えください。

■利用上の注意

- ・ 利用希望が重複した場合は当事者間で調整し、スポーツ係へ結果を連絡
- ・ 利用のキャンセル・追加は必ず連絡
- ・ 利用時間を厳守（利用枠の時間内に清掃等原状回復を済ませ、体育館から退出）
- ・ 活動備品は原則団体で用意
- ・ ごみは持ち帰る
- ・ 利用後に必ず清掃（トイレ含む）
- ・ 施錠、消灯の徹底
- ・ 敷地を含む施設内での水分補給を除く飲食・喫煙・火気使用の厳禁
- ・ 事故、破損等が発生した場合は速やかに報告
- ・ 駐車中の車内には貴重品等を絶対に置かない

※その他詳細は、学校体育施設開放事業実施要領に定める。



■1年の流れ

